

宮城

医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ

医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9：00から午後5：00まで

*土日祝 12/29~1/3 を除きます

TEL/FAX : 022-211-9003 (予約・電話相談)

email : iryouroumu@sharo-miyagi.com

労働条件の明示は、労働契約の基本です。

労働者を雇入れたときには

1. 労働条件を書面（労働条件通知書）で明示しましょう
2. 就業規則を作成している場合は、労働者に周知しましょう
 - 労働条件は、**雇用契約期間の長短に関わらず明示が必要です。**
 - 臨時の短期間の診療応援の場合も適用されます。**

常時10人以上の労働者を使用する事業場では、就業規則作成の義務があります。

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年月日	
事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、 所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 () 時 () 分 終業 () 時 () 分 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有 , 無)
休日	・定例日；毎週 () 曜日、国民の祝日 ・非定例日；週・月当たり () 日 ・1年単位の變形労働時間制の場合一年間 () 日
休暇	1 年次有給休暇

(次頁に続く)

賃金	1 基本賃金 2 諸手当の額又は計算方法 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、 法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % 所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、 法定外休日 () % ハ 深夜 () % 4 賃金締切日 5 賃金支払日 6 賃金の支払方法 ()
退職に関する事項	1 定年制 (有 () 歳) , 無) 2 継続雇用制度 (有 () 歳まで) , 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する () 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続
その他	

2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率

中小企業

25%以上 ➡ 50%以上へ

※大企業はすでに50%以上の適用

※ 以上のほかは、当社就業規則による。
※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

※詳細は、最寄りの労働基準監督署へ。

社会保険の適用拡大の準備は進んでいますか？

従業員 101 人～500 人の企業は、本年 10 月より、短時間労働者の加入要件が拡大されます。

※2024 年 10 月からは、51 人以上の企業も対象となります。

新たな加入対象者は右の表の全てに当てはまる
短時間従業員の方ですー

- ① 週所定労働時間が 20 時間以上
- ② 月額給与が 8.8 万円以上
- ③ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生ではない

社内準備のステップは以下の4つ！

加入対象者の把握

対象者に通知

必要に応じて
個別に説明や面談

書類の
作成・届出

社会保険の加入により働き方を変えたいと考える従業員がいることが予想されます。早めに周知し、面談等により意向を把握していく必要があるでしょう。

説明サポート、手続きに関するアドバイス等に専門家を無料で派遣する支援事業も利用可能です。

詳しくは、適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます

令和 4 年 10 月から育児休業等期間中の社会保険料の免除要件が改正されます。主な改正内容は次の 2 点です。

①月額保険料

育児休業等の開始月について、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に 14 日以上育児休業等を取得した場合にも免除される。

②賞与保険料

育児休業等を 1 か月を超える期間（暦日で計算）取得した場合のみ免除される。

改正前後の例

例① 12月29日から1月3日まで育児休業取得 12月10日に賞与を支給

【改正前】 12月の月額保険料と賞与保険料の両方免除

【改正後】 12月の月額保険料のみ免除

例② 12月3日から12月20日まで育児休業取得 12月10日に賞与を支給

【改正前】 12月の保険料免除無し

【改正後】 12月の月額保険料のみ免除

※詳細は、日本年金機構 HP でご確認ください。→

「育児休業等期間中における社会保険料の免除要件が改正されます。」